

## 国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱

制定	平成30年2月1日付け29生畜第1019号
改正	平成31年3月29日付け30生畜第1650号
改正	令和2年1月30日付け元生畜第1547号
最終改正	令和2年3月25日付け元生畜第1964号

農林水産事務次官依命通知

### 第1 趣旨

令和元年12月5日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、国産チーズの競争力を高め、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにするとともに、製造コストの低減と品質向上・ブランド化を推進することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る必要がある。このため、チーズ工房をはじめとするチーズ加工施設について、その製造設備の生産性向上を通じたコスト縮減や、その機能高度化等を通じた付加価値の高い加工品の生産を支援する。

### 第2 事業内容等

本事業の事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表のとおりとする。

### 第3 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和3年3月31日までとする。

### 第4 成果目標

本事業の成果目標は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところによるものとする。

### 第5 事業の実施手続等

#### 1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業の範囲が複数の都道府県にわたり、管轄する地方農政局等が複数ある場合においては、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、関係する都道府県を管轄する地方農政局長等に当該事業実施計画の写しを送付するものとする。

(2) 事業実施計画の重要な変更のうち生産局長が別に定めるものについては、(1)に準じて行うものとする。

## 2 事業の着手・着工

本事業の着手・着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じ、本事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ないと認められる場合には、補助金の交付決定前に本事業の着手・着工を行うことができるものとする。

この場合において、事業実施主体は、補助金の交付決定を受けるまでの間に生じた一切の損失について、自己の責めに帰することを了知した上で、本事業の着手・着工を行うものとする。

## 第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

## 第7 事業の評価

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施結果を評価し、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第8 推進指導等

### 1 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、施設の管理者の自主性及び創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県及び市町村と密接な連携を図りつつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

### 2 事業の適正な執行の確保

国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、本事業の実施手続及び実施状況について、生産局長が別に定めるところにより本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。

## 第9 国と都道府県との情報共有

地方農政局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、必要に応じ、事業実施計画等に関係する都道府県との間で管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合には、この限りでない。

## 第10 事業費の低減等

### 1 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、過剰と受け取られかねない推進活動並びに施設及び設備の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

### 2 費用対効果分析

本事業による施設及び設備の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である施設及び

設備の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならない。

- 3 2の費用対効果分析は、生産局長が別に定める場合を除き、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）を準用して定量的に分析を行うこととする。本事業は、事業による施設及び設備に係る全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合にのみ、実施するものとする。

#### 第11 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

#### 第12 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置その他の必要な措置を講ずるよう指導することができるものとする。

#### 第13 委任

本事業の実施に関し必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

##### 附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

##### 附 則

この改正は、平成30年3月28日から施行する。

##### 附 則

この改正は、平成31年3月29日から施行する。

##### 附 則

この改正は、令和2年1月30日から施行する。

##### 附 則

この改正は、令和2年3月25日から施行する。

別表

事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
チーズ製造施設・設備の整備	事業実施主体は、乳製品製造を行う食品事業者又は乳製品製造を行うことが確実な者とする。	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 取組の内容が第4の成果目標に沿っていること。 (2) 整備対象である施設及び設備が第4の成果目標の達成に直結するものであること。 (3) 整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等からみて適正であること。 (4) その他生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1 / 2以内 ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、別に定める額とする。